

諫早湾干拓潮受堤防の排水門開門をめぐる動き

平成 22 年 12 月福岡高裁において、開門を命ずる判決が出されました。これに対して、地元の方々が、裁判に対しては裁判で対抗するしかないとして、平成 23 年 4 月 19 日に、地元の農業者、漁業者、住民の方々が、開放差止訴訟を提訴され、現在長崎地裁で審理が行われております。(公財)長崎県農業振興公社は、営農者を守る立場から新干拓地の営農者の皆様とともに、原告となっています。

本年 1 月 18 日には、長崎地裁から、開門によることなく、有明海全体の漁業環境を改善する方策を検討し、全体の解決を図る和解の協議が勧告され、差止原告、被告国、開門派補助参加人の間で協議が継続しているところであります。開門をめぐる動きは次のとおりですが、具体的には現地説明会にて説明させていただきます。

◎平成 22 年

- 12 月 6 日 福岡高裁控訴審判決(12 月 20 日の上訴期限の経過により、確定)

(判決内容)

判決確定の日から 3 年を経過する日までに、防災上やむを得ない場合を除き、諫早湾干拓地潮受堤防の各排水門を開放し、以後 5 年間にわたって同・各排水門の開放を継続せよ。〈平成 25 年 12 月に開門期限を迎える。〉

◎平成 23 年

- 4 月 19 日 諫早湾干拓地周辺の営農者・漁業者・住民及び長崎県農業振興公社(当初 350 名、現在 444 名)が潮受堤防排水門開放差止請求訴訟を長崎地裁に提訴
- 11 月 14 日 諫早湾干拓地周辺の営農者・漁業者・住民及び長崎県農業振興公社(当初 351 名、現在 291 名)が長崎地裁に潮受堤防排水門開放差止の仮処分申し立て

◎平成 25 年

- 11 月 12 日 長崎地方裁判所において開放差止めの仮処分決定

◎平成 26 年

- 6 月 4 日 開放差止めの仮処分決定に国が従わず開門した場合に強制金を支払わせる「間接強制の申立」について、長崎地方裁判所は、開門したときは、国に強制金の支払いを命じる決定
- 12 月 12 日 開門を命じた福岡高裁の確定判決の執行力排除を求める国の請求異議について、佐賀地裁は請求を棄却

◎平成27年

- 1月22日 開門したときは国に強制金の支払いを命じた決定を不服とした抗告許可の申立てについて、最高裁は抗告を棄却
- 9月 7日 小長井・大浦高裁判決（開門請求、損害賠償請求いずれも棄却）

（判決内容）

- ・福岡高裁開門判決（確定）における漁業被害の判断基準を否定
- ・福岡高裁開門判決（確定）で認めた漁船漁業の漁業被害の存在を否定
- ・潮受堤防締切とアサリ・タイラギの漁業被害との因果関係を否定

- 11月10日 開放差止仮処分決定に係る国の異議について、長崎地裁は仮処分決定を認可し、国の異議を認めず

◎平成28年

- 1月18日 開放差止訴訟において、長崎地裁が原告、国、補助参加人に対し、開門しないことを前提とした和解協議を勧告
- 平成28年1月28日～平成29年3月27日 開放差止訴訟において和解協議

（和解協議の概要）

- ・この間、15回にわたって和解協議が行われた。
- ・裁判所は、開門に代わる漁業環境改善のための措置を検討・実行すべきとし、国は、これに応じ開門に代わる有明海振興のための総額100億円の基金の創設を表明した。
- ・国が示した基金案に対して、関係4県及び4団体のうち3県及び3団体は受け入れる、とした。

◎平成29年

- 3月27日 第15回和解協議で、長崎地裁は現時点では、合意に至る見込みがないとして、和解協議を終了
- 4月17日 開門を求める1名が、独立当事者参加を長崎地裁に申出（以後4月19日に2名、6月30日に3名が加わり、計6名が独立当事者参加申出）
- 4月17日 長崎地裁が排水門開放差止請求を認める判決
- 4月25日 国が開門しないとの方針を明確にし、控訴しないことを表明。

((山本) 農林水産大臣談話の概要)

- 国としては、諫早湾周辺の農業者、地域住民等が抱える将来の農業経営や日常生活の安全・安心に対する不安を払拭するとともに、漁業者を始めとする有明海沿岸の関係者に共通する思いである有明海の再生を速やかに進めるため、改めて開門によらない基金による和解を目指すことが本件の問題解決の最良の方策と考えます。
- その実現のため、国として開門しないとの方針を明確にして臨むこととし、今般の判決を受け入れ、控訴しないことといたしました。

- 4月25日 開門を求める方々が独立当事者参加人として控訴
- 9月14日 国が当事者参加申出に対する意見書を福岡高裁に提出
- 9月15日 開放差止原告が独立当事者参加申出に対する意見書を福岡高裁に提出
- 11月28日 独立当事者参加人（開門派）が、意見書を福岡高裁に提出
- 12月 8日 国が開門原告に対して支払う間接強制金の額が、11月末分で10億円を超える。

※開放差止訴訟は、現在、開門を求める独立当事者参加の許否が福岡高裁で審理中です。